国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
○国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則		
平成 16 年 4 月 7 日		
16 経教 細則第 14 号		
第1条~第3条 省略	第1条~第3条 省略 (現行どおり)	
(組織)	(組織)	
第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	
一 学術・研究担当副学長	一 学術・研究担当副学長	
二 教育研究評議会から選出された教育研究評議員 2人	二 教育研究評議会から選出された教育研究評議員 2人	
三 共生科学技術研究院長	三 農学研究院長	
四 産官学連携・知的財産センター副センター長	四 工学研究院長	
<u>五</u> 総括チームリーダー (総務担当)	五 産官学連携・知的財産センター副センター長	
2 省略	<u>六</u> 総括チームリーダー (総務担当)	
	2 省略 (現行どおり)	
第5条~第9条 省略	第5条~第9条 省略 (現行どおり)	
附則省略	附 則 省略(現行どおり)	

附 則(22細則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。